第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

様式第十二（第五十八条関係）（第三面）

3　委員名簿

委員の構成要件の該当性		氏名	職業（所属及び役職）	性別	再生医療等委員会を設置する者との利害関係
特定認定再生医療等委員会の場合	第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う場合				

※欄が足りない場合は、適宜追加すること

様式第十二（第五十八条関係）（第四面）

（留意事項）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　提出は、正本１通とすること。

3　各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

4　認定委員会設置者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。

5　１の「審査等業務を行う体制」の欄には、審査等業務を継続的に行うことができる体制、再生医療等委員会の開催頻度、その他の審査等業務に関する事項を記載すること。

6　１の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。

7　３の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。

特定認定再生医療等委員会の場合

「①分子生物学等」・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家

「②再生医療等」・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

「③臨床医」・・・臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）

「④細胞培養加工」・・・細胞培養加工に関する識見を有する者

「⑤法律」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家

「⑥生命倫理」・・・生命倫理に関する識見を有する者

「⑦生物統計等」・・・生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者

「⑧一般」・・・①から⑦までに掲げる者以外の一般の立場の者

第三種再生医療等提供計画のみに係る審査業務を行う場合

「a-1，医学・医療１」・・・医学又は医療の専門家であって、再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者

「a-2，医学・医療２」・・・a-1に該当する者以外の医学又は医療の専門家

「b，法律・生命倫理」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者

「c，一般」・・・a-1、a-2及びbに掲げる者以外の一般の立場の者

8　３の「再生医療等委員会を設置する者との利害関係」の欄には、再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。